

別表1 プール構造設備基準一覧表

1 プール及びプール水の衛生保持に係る設備（プール設備）

	No	基準	備考
プール	1	不浸透性材料を用いること。	
	2	給排水及び清掃が容易にできること。	
	3	周囲から汚水が流入しないこと。	
	4	浮遊物等を除去するための、オーバーフロー溝を設けること。	
	5	オーバーフローした水を再利用せず、排水できる構造とすること。	★
	6	利用者の見やすい場所に適当な数の水深表示を行なうこと。	
プールサイド、通路等	7	十分な広さを有すること。	
	8	不浸透性材料を用いること。	
	9	水に濡れた状態でも滑りにくい構造であること。	
	10	汚水や洗浄水を滞留させないための排水溝又は排水口を設けること。	
	11	排水溝又は排水口に向かって適当な勾配を設けること。	
	12	(幼児用プールを含む複数のプールが設置されている場合) 事故防止のため、幼児用プールの外周を柵等で区画区分すること。	★
給水設備	13	(給水管が飲料水の配管と同系統の場合) プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。	
	14	常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。	
排水設備	15	排（環）水口には、堅固な格子鉄蓋や金網等を設けてネジ、ボルト等で固定させること。	
	16	排（環）水口の配管の取り付け口には二重構造の安全対策を施すこと。	
	17	排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすること。	
	18	排（環）水口の蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等の措置を講じること。	
機械室	19	施錠するなど関係者以外の者が立ち入ることができない構造とすること。	
浄化設備	20	1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。	
	21	(夜間、浄化設備を停止する場合) 1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。	
	22	循環ろ過装置処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること。	
	23	循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。	
	24	取水口等は、できるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。	
消毒設備	25	プール水の消毒は、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとする。	
	26	(二酸化塩素を用いる場合) プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式であること。	
	27	プール水中の遊離残留塩素（二酸化塩素）濃度が均一になるように、注入口数及び位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。	
	28	(オゾン又は紫外線を用いて消毒する場合) 塩素消毒を併用すること。	
	29	(オゾン消毒を行う場合) オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式であること。	
オーバーフロー水再利用設備	30	(オーバーフロー水を再利用する場合) 回収水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。	
	31	(唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設け、オーバーフロー水を再利用する場合) 回収水の循環系統の浄化能力に特に配慮した専用の浄化設備を設けること。	

★：任意の項目

別表1 プール構造設備基準一覧表

2 プールに付帯する設備（付帯設備）

	No	基準	備考
監視設備	1	プール施設の水域全体が見渡せる監視所、監視設備、又は適切な数の監視台を設けること。	
	2	監視所には電話や緊急時の連絡先一覧表、従事者の役割分担表等を備えること。	★
救護室、 医務室	3	プール施設利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けること。	★
	4	ベッド及び救急医療設備等を備えること。	
	5	床は耐水性とすること。	
	6	換気を十分できるようにすること。	
救命具	7	適当な数の救命具、救急薬品等を緊急時に直ちに対処できるよう、適切な位置に備えること。	
	8	自動体外式除細動器（AED）を、救護及び医療等のための適当な場所に配備すること。	★
放送設備	9	施設の規模等に応じた放送設備を監視所等に併設して設置すること。	★
	10	監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保すること。	★
更衣室	11	男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とすること。	
	12	ロッカー等、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。	
便所	13	水洗式の構造とし、利用に適する場所に設けること。	
	14	床は不浸透性材料を用いること。	
	15	専用の手洗いを設置すること。	
洗浄設備	16	洗浄設備は、更衣室及び便所からプールに至る動線上等の利用しやすい場所に設けること。	
	17	利用者が効果的に洗浄できるよう、通過式等の構造とすること。	★
	18	容易に排水できる構造とすること。	
	19	洗浄設備で用いた水は、プール水として再利用することができない構造とすること。	
うがい設備、 洗面設備、 洗眼設備、 上がり用シャ ワー	20	利用者が、うがいができ、唾液やたんを吐くための設備を設けること。	
	21	洗面及び洗眼できる設備を設けること。	★
	22	利用者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。	
	23	衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とし、利用者の利用に便利な位置に設置すること。	
	24	飲用に適する水が供給されるものであること。	
照明設備	25	(屋内プール又は夜間使用する屋外プールの場合) プール水面及びプールサイドの床面で、100ルクス以上の明るさが保てる照明設備を設けること。	*
換気設備	26	二酸化炭素の含有率が0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。	
	27	効果的な換気ができるよう、適切な位置に吸気の取入口及び排気口を設けること。	
消毒剤等資 材保管管理 設備	28	消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。	
	29	消毒剤等に起因する危害の発生を防止できる構造設備とすること。	
	30	設備は施設できること。	★
くずかご	31	更衣室、観覧席、休憩所等に、適当な数のくずかごを利用に適する場所に備えること。	
掲示設備	32	利用者の注意事項、プールの見取図、排(環)水口部を示す標識等を利用者の目に付く場所に設置すること。	

★：任意の項目、* 除外規定のある項目

3 その他の設備

	No	基準	備考
採暖室	1	(採暖室を設ける場合) 「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成15年2月14日付け健衛発第0214004号厚生労働省健康局長通知）に準じた衛生的な管理ができ、かつ、安全に使用できる構造設備であること。	
	2	(採暖槽等を設ける場合) 「公衆浴場における衛生等管理要領」に準じた衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備であること。	
遊技設備 等	3	(遊戯設備等を設ける場合) 危険防止上適切な構造とし、安全な場所に配置すること。	
観覧席	4	(観覧席を設ける場合) 観覧席への出入口は、遊泳者と区分し、観覧者専用とすること。	
	5	(観覧席を設ける場合) 観覧席とプールサイドとの間は、区画すること。	

★：任意の項目